

令和2年10月26日（月）  
午後1時半  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閲 覧 用

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第34号 職員の分限処分について

報告第35号 職員の分限処分について

報告第36号 職員の復職について

報告第37号 職員の分限処分について

報告第38号 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会委員の委嘱及び  
任命について

報告第39号 懲戒処分に関する内申について

議決事項

議案第32号 寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

議案第33号 寝屋川市立地域交流センター指定管理者候補者の決定について

署名人

高須教育長

真野委員

9月・10月教育委員会一般事務報告

(9月29日～10月26日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
9	29	火	中学校体育大会（8校）	体育大会	第二・第四・第七・第八・第九・第十・友呂岐・中木田
			第3回寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会	指定管理者の選定	議会棟4階 第1委員会室
	30	水	中学校体育大会（1校）	体育大会	第三
10	1	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	委員の委嘱及び任命	総合教育研修センター
	2	金	大阪府都市教育長協議会	役員会・定例会	ホテルアウィーナ大阪
			小学校運動会（18校）	運動会	西、南、北、明和、池田（1・4・6年）、啓明、三井、木屋、木田、神田、堀溝、田井、桜、和光、国松緑丘、楠根、梅が丘、石津
			市指定文化財特別公開（～5日）	菅原神社本殿修復現場の公開	菅原神社（池田中町）
	5	月	小学校運動会（1校）	運動会	池田（2・3・5年）
	6	火	予算決算常任委員会（文教生活分科会）	質疑	議会棟4階 第1委員会室
			小学校運動会（3校）	運動会	成美、点野、宇谷
	12	月	幼稚園運動会（4園）	運動会	北、中央、南、啓明
	13	火	予算決算常任委員会（後期全体会）	総括質疑・討論・採決	市議会議場
小学校運動会（3校）			運動会	東、第五、中央	
19	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1	
		教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター	
		第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会 第3回会議	審議会	議会棟4階 第1委員会室	
20	火	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	審議会	議会棟5階 第2委員会室	
26	月	教育委員会10月定例会		議会棟5階 第2委員会室	

## 10月・11月教育委員会行事計画書

(10月27日～11月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
10	27	火	校長役員会	11月校長会の案件について	総合教育研修センター
	29	木	大阪府都市教育長協議会	秋季研修会	大阪府貝塚市
			寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	プレゼンテーション審査及びヒアリング審査	職員会館3階 会議室
11	6	金	市指定文化財特別公開（～9日）	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺（太間町）
	2	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	12	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	16	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	20	金	北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	27	金	大阪府都市教育長協議会	予算要望説明会	ホテルアウィーナ大阪
	30	月	教育委員会11月定例会		議会棟5階 第2委員会室
			校長役員会	12月校長会の案件について	総合教育研修センター

報告第34号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年10月26日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和3年3月31日まで休職を命ずる

令和2年10月4日

寝屋川市教育委員会

報告第35号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年10月26日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和2年11月8日まで休職を命ずる

令和2年10月9日

寝屋川市教育委員会



報告第36号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年10月26日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和2年10月19日

寝屋川市教育委員会

報告第37号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年10月26日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和3年4月18日まで休職を命ずる

令和2年10月19日

寝屋川市教育委員会

報告第38号

寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会委員の委嘱及び  
任命について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定  
により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告する。

令和2年10月26日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

## 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会委員の委嘱及び任命について

### 1 委嘱及び任命委員数

公募による市民	2名
学識経験を有する者	2名
寝屋川市民生委員児童委員	1名
寝屋川市立小学校長	1名
寝屋川市私立幼稚園協議会会員	1名
寝屋川市立幼稚園長	1名
寝屋川市立民間保育所協議会会員	1名
寝屋川市立保育所長	1名

### 2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則第3条)		氏名	経歴等
第1号	公募による市民	青木 智子	公募による市民
第1号	公募による市民	名畑 純子	公募による市民
第2号	学識経験を有する者	竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授
第2号	学識経験を有する者	日浦 直美	関西学院大学教育学部教授
第3号	寝屋川市民生委員児童委員	乾 光江	寝屋川市民生委員児童委員協議会副会長
第4号	寝屋川市立小学校長	有山 陽子	寝屋川市立小学校校長会会長
第5号	寝屋川市私立幼稚園協議会会員	池峯 晃	寝屋川市私立幼稚園協議会会長
第6号	寝屋川市立幼稚園長	九條 桂子	寝屋川市立幼稚園園長会会長
第7号	寝屋川市民間保育所協議会会員	田中 啓昭	寝屋川市民間保育所協議会会長
第8号	寝屋川市立保育所長	新宮 由紀	寝屋川市立保育所所長会会長

### 3 任期

令和2年10月20日から令和4年3月31日まで

報告第39号

懲戒処分に関する内申について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年10月26日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

議案第32号

寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市いじめ問題対策委員会委員に委嘱をいたしたく、教育委員会の議決を求める。

令和2年10月26日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱を行うため。



## 寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

### 1 委嘱委員数

6名

### 2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市いじめ問題対策委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第1号	弁護士	峯本 耕治	弁護士
第2号	精神科医	木下 健司	精神科医師
第3号	学識経験を有する者	野田 正人	立命館大学大学院 人間科学研究科 特任教授
第4号	心理又は福祉の専門家	佐々木 千里	スクールソーシャルワーカー 社会福祉士
		竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授 学校心理士
第5号	教育委員会が必要と認める者	小野 隆	保護司

### 3 任期

令和2年11月25日から令和4年11月24日まで

議案第33号

寝屋川市立地域交流センター指定管理者候補者の決定について

寝屋川市立地域交流センターの指定管理者候補者を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年10月26日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

株式会社アステムを寝屋川市立地域交流センターの指定管理者候補者として決定するため。

令和2年9月29日

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市立地域交流センター  
指定管理者選定委員会  
委員長 高 昌 帥

寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会における  
指定管理者候補者の選定結果について（報告）

1 指定管理者候補者として選定した団体等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立地域交流センター  
(2) 団体の名称 株式会社 アステム  
大阪市北区東天満2-7-12 スターポート  
代表取締役 大嶋 雄三  
(3) 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

2 応募状況

(1) 説明会への参加数（令和2年7月17日実施）

株式会社	NPO 法人	共同事業体	合計
6	0	1	7

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和2年7月30日～8月6日）

株式会社	NPO 法人	共同事業体	合計
2	0	1	3

3 指定管理者選定委員会

(1) 選定委員会の構成（計5名）

寝屋川市立地域交流センター条例施行規則

- 第2条第2項第1号 該当者 公募により選出した寝屋川市の 1名  
区域内に住所を有する者  
同上 第2号 該当者 経営に関する知識を有する者 1名  
同上 第3号 該当者 学識経験を有する者 1名  
同上 第4号 該当者 社会教育委員 1名  
同上 第5号 該当者 社会教育部における部長 1名

(2) 選定委員会開催経過

ア 第1回（令和2年8月18日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）の方法及び審査基準の決定、第2次審査方法の検討

イ 第2回（令和2年9月8日）

第1次審査の結果確認、第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の方法及び審査基準の決定

ウ 第3回（令和2年9月29日）

第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、寝屋川市立地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）の管理を行うに最も適当と認める団体（候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- e 自主事業計画が優れていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護、情報公開の取組が適正であること。
- j 危機管理対策が優れていること。
- k 総合的に優れていること。

【活動拠点】

- l 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- m 当該施設に係る管理運営の実績

(4) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、b, e, kの各項目については20点満点、i, jの各項目については5点満点、a, c, d, f, g, hの各項目については10点満点、合計130点満点とした。項目lは活動拠点が市内に在る場合には6.5点を配点し、項目mは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。項目a～kの合計点の選定委員5人の平均点に、項目l, mによる配点を行った得点を当該団体の得点とした。

また、合計点の合格最低点を78点とし、項目ごとの合格最低点を20点満点の項目は6点、10点満点の項目は3点、5点満点の項目は2点とした。

(5) 審査結果

提出書類をもとに審査項目a～kの審査を行い、項目lについては、団

体Bの活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目mについては、教育委員会事務局から、『現指定管理者である株式会社アステムの平成28年度の「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率は95.7パーセントであり、平成29年度から令和元（平成31）年度までの適正比率は100パーセントであること、及び、「指定管理者制度の導入及び運用指針 指針に関する留意事項」の別紙2に係る評価項目の10項目のうち9項目の評価が「○」であることから、総合評価をSとする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	様式No.	項目	配点	アステム	B	C
審査項目	a A-3~ A-6	申請団体の概要	10	8.0	9.4	8.8
	b A-8(1)~ (5)B-1・ 2	運営方針と運営計画、利用料金等	20	17.4	17.4	17.0
	c A-8(6)(7)	広報活動、利用促進策	10	8.4	8.4	7.2
	d A-9	施設のメンテナンス等の維持管理業務	10	9.2	8.4	8.4
	e A-10	自主事業の方針及び計画	20	17.8	17.2	17.0
	f A-11(1)	収支予算書	10	8.0	8.6	8.0
	g A-11(2)	人員配置計画	10	8.8	9.0	8.4
	h A-11(3)	職員研修計画	10	8.6	8.8	7.6
	i A-11(4)	個人情報保護及び情報公開	5	4.8	4.8	4.6
	j A-11(5)	危機管理対策	5	4.6	4.8	4.8
	k A-7 A-8(8) A-12	総合評価	20	16.6	18.4	16.4
小計			130	112.2	115.2	108.2
活動拠点	l		6.5	0	6.5	0
管理運営実績	m		13	13	0	0
合計				125.2	121.7	108.2

申請があった3団体ともに、合計点及び各項目の得点の全てについて、合格最低点以上の得点であったので、3団体とも、第1次審査（書類審査）

について合格とした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第1次審査に合格した3団体を対象として、第2次審査を実施した。第2次審査では、プレゼンテーション審査とヒアリング審査を行った。

㊦ 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者としての抱負・5年間のビジョンについて
- b 地域交流センターの維持管理及びそのスタッフ体制について
- c 自主事業計画等について
- d 市民や団体の育成支援について
- e 指定期間5年間の収支について
- f 総合的評価

㊧ 配点及び合格最低点

a～eは各項目10点満点、fは50点満点、合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を当該団体の得点として審査を行った。

また、合格最低点を60点とした。

㊨ 審査結果

区 分	項 目	内 容	配 点	アス テム	B	C
プレゼンテー ション審査	a	抱負・5年間のビジョン	10	8.4	8.2	7.4
	b	維持管理とスタッフ体制	10	9.0	8.8	8.0
	c	自主事業計画等	10	9.2	8.2	7.8
	d	市民や団体の育成支援	10	9.0	7.8	8.2
	e	5年間の収支	10	8.2	8.6	8.0
ヒアリング審査	f	総合評価	50	44.6	41.4	38.6
合 計 点			100	88.4	83.0	78.0

(4) 選定結果

3団体ともに、合格最低点以上であり、委員全員による意見交換を行った結果、最も得点の高い株式会社アステムを指定管理者候補者として選定した。

(5) 講評

この度、地域交流センターの指定管理者候補者を選定するため、地域交流センター指定管理者選定委員会を3回開催した。

本選定委員会では、申請書類の内容及び「指定管理者としての抱負、5年間のビジョン」、「地域交流センターの維持管理とスタッフ体制」、「自主事業計画等」、「市民や団体の育成支援」、「指定期間5年間の収支」について審査を行った。

候補者の選定に当たっては、「市民に文化活動及び交流の場の提供を行うとともに、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する」という地域交流センターの設置目的の達成に向け、効率的・効果的な管理運営を行う団体であること

を念頭に厳正な審査を行った。その結果、株式会社アステムを引き続き指定管理者候補者として選定した。

株式会社アステムは、市が推進する文化振興施策の方向性を踏まえた運営方針であることに加え、さらなる稼働率向上のため利用の少ない平日のメインホール利用料金の引下げによる利用促進や、スタインウェイピアノの新たな活用を提案するなど、これまでの5年間で得た経験を活かし、市民ニーズ等を踏まえた具体的で的確な提案がなされたこと、また、新たな取組により利用料金収入の増加を図り、指定管理委託料を抑えた収支計画での提案であったことなどを総合的に評価したものである。

今後5年間にわたって安定した地域交流センターの運営を行うためには、計画的な施設修繕など適切な維持管理はもとより、近隣市において新しいホールのオープンが予定されるなど、利用者の分散が懸念される中で、継続的に利用者確保していくことが課題である。そのためには、市との連携を密にし、市民ニーズを的確に捉え、利用者の満足度を高めるとともに、施設の認知度の向上を図り、新たな利用者を開拓することが望まれる。

継続しての指定管理者となるが、より良い施設となるよう常に創意工夫し、地域交流センターの能力を最大限に発揮することで、施設の設置目的を果たすとともに、市の文化の振興・発展への貢献を期待するものである。